



一時保育事業



生後3カ月～就学前のお子様を育児されている市内の保護者の方で、下記の要件にあてはまる場合は、どなたでも利用出来ます。

登録は毎年更新が必要となりますので、忘れずに手続きをお願いします。

保護者のパート稼働により、毎日ではなく断続的に家庭保育ができないお子さんや、保護者の疾病などにより、緊急・一時的に家庭で保育ができない場合にお子さんを保育所でお預かりする事業と、保護者のリフレッシュなど育児に伴う心理的・身体的負担を軽減するため、保育を必要とするお子さんをお預かりする事業とを合わせた制度です。

○利用料金

■ 半日（給食を伴わない、午前中の利用）

- ・ 3歳未満児 1,000円
- ・ 3歳以上児 500円

■ 1日（緊急の時はお弁当を持参して下さい）

- ・ 3歳未満児 2,000円
- ・ 3歳以上児 1,000円

※年齢は、現在の年齢ではなく、各年の4月1日現在の年齢となります。

※半日利用：食事を伴わない午前のみ、午後のみ利用。

※1日利用：午前から正午をこえて午後までの利用。

午前のみ、午前の利用であっても、食事をとった場合は1日利用となります。

○利用時間

8：00～18：00（この時間帯で概ね8時間以内です）

○利用日

日曜日、祭日、年末年始の休園日を除きます。

※保育所の状況によっては、利用希望日に受け入れが出来ない場合もあります。

こども課での登録が済んだ後、利用希望日が決まりましたら事前に保育所へ連絡し、事前打ち合わせをお願いします。

○実施保育所

白樺保育所	潮見1丁目1番10号	TEL33-4558
稚内富岡保育園	富岡4丁目18番6号	TEL32-2727
きらきら保育園	緑4丁目5番32号	TEL23-2315
オアシス保育園	中央2丁目16番12号	TEL23-6321
もぐもぐ保育園	宝来2丁目8番17号	TEL23-5180

※もぐもぐ保育園は2歳児以上の利用となります

○利用までの流れ

こども課（各保育園でも申請可）に利用の申込み ⇒ 決定通知 ⇒
⇒ 保育園に希望日を伝える ⇒ 預かり ⇒ 納付書で利用料金を支払う

【お問合せ・お申込み先】

稚内市教育委員会 こども課 育成グループ

TEL23-6530（直通）

